

# 山梨県公報

第二千四百六十二号

平成二十六年

十一月十日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○建築基準法に基づく道路位置指定……………六五一

### 公告

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件)……………六五一

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………六五三

○都市計画の変更図書の縦覧……………六五五

## 告示

### 山梨県告示第三百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十六年十一月十日

二 指定道路の位置

笛吹市石和町河内字宮窪六十五番九

三 指定道路の幅員

五・〇メートル

四 指定道路の延長

三〇・〇メートル

## 公告

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町木賊字井出沢六〇三の一、六〇三の二、三枝実 六〇三の三、六〇八の一、六〇八の二	
甲州市大和町初鹿野字西日沢三九三四の一、三九七〇の二	上矢宝作、佐藤勝芳、佐藤茂、高野勝平、高野貞雄

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲州市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年九月三十日農林水産省告示第千三百二十九号

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市一宮町神沢字籠袋三八一の一	古屋慶太郎
二 笛吹市一宮町土塚字戸沢一三九七の一、一三九七の二	三橋鉄男
笛吹市一宮町土塚字奇沢一三八四、一三八五	志村憲彦
笛吹市一宮町土塚字奇沢一三八一	志村幸男
笛吹市一宮町石字城平二二〇一	葉師菴
笛吹市一宮町石字蔵沢二二八五、二二八六	鈴木伊兵エ
笛吹市一宮町金沢字弾正原一〇八一	三枝一高、里吉小市郎、里吉滝太郎、里吉イ、里吉留吉、里吉治助、里吉力男、古屋新甫、古屋七内、村松甲斐造、村松九右衛門、村松丈吉、村松惣兵衛

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年九月三十日農林水産省告示第千三百二十七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇八一	斎藤奥右エ門
笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇八五	伊藤六左エ門
笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇七五	共益株式会社
笛吹市御坂町大野寺字切久保二一四	穴山専作
笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇三五の一、二〇三五の三、二〇三五の四	大槻惣平
笛吹市御坂町大野寺字切久保二二二〇	塚越直武
笛吹市御坂町大野寺字切久保二二三二	平井道則
笛吹市御坂町大野寺字切久保二二五三	平井貞作、小林伴右エ門、斉藤種吉
笛吹市御坂町大野寺字ヲ子バ一八九四の一	天野みは、天野妙太郎、梶原

<p>笛吹市御坂町大野寺字切久保二二五六</p>		<p>美啓、梶原彦右工門、加藤準次、加藤信、加藤宗興、加藤福平、加藤本五郎、弦間新作、小池岩四郎、小池儀八、小池今朝吉、小池源次郎、小池安平、小池良平、榊原正治、長沼兼次郎、長沼作太郎、長沼傳吉、長沼盛太郎、中野久次郎、古屋友市、和田セイ、長沼運平、長沼新吉</p>
<p>上田良知、雨宮芳範、荻野正吉、荻野ゆきの、倉田添二郎、平井保信</p>	<p>小林伴右エ門、斉藤種吉、上田良知、雨宮喜雄、雨宮茂市、雨宮時行、雨宮信富、雨宮多平次、雨宮艶蔵、雨宮兵甫、飯田高顕、岩間佐甫、岩間忠次郎、岩間豊造、上田浅右エ門、上田宇一郎、上田喜之助、上田藤吉、上田三五郎、上田善勝、上田壽明、上田よしの、荻野好之甫、荻野治三良、荻野莊平、荻野延平、荻野利作、北浦治策、北浦又兵エ、北浦和吉、倉田亀吉、倉田善助、御崎大善、斉藤忠兵エ、斉藤隆吉、志村周作、瀬戸喜一、瀬戸蝶重郎、平井勝太郎、平井義舉、平井喜平次、平井平三郎、平井平左衛門、平井保利、平井領造、平井君太郎、平岡國五郎、平岡弥助、平岡弥兵エ、松本海善、松山伊助、小林重左衛門、斉藤伊助</p>	

<p>一 処分をした年月日 平成二十六年十月六日                  二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名                  1 商号 三柵建設株式会社                  2 主たる営業所の所在地 甲府市下曾根町千三百九十番地一</p>	<p>● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し                  許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。                  平成二十六年十一月十日</p> <p>山梨県知事 横 内 正 明</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）                  四 保安林の指定施業要件変更の告示                  平成二十六年九月三十日農林水産省告示第千三百二十八号</p> <p>（二）立木の伐採の限度                  次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>三 変更後の指定施業要件                  （一）立木の伐採の方法                  1 次の森林については、主伐は、択伐による。                  笛吹市（次の図に示す部分に限る。）                  2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。                  3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。                  4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1157 1115 1300 1736"> <p>笛吹市御坂町大野寺字切久保二二五一</p> </td> <td data-bbox="1300 1115 1433 1736"> <p>雨宮泰平</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1157 1736 1300 2123"> <p>笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇〇の一</p> </td> <td data-bbox="1300 1736 1433 2123"> <p>塚越竹次郎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1157 2123 1300 2123"> <p>笛吹市御坂町大野寺字切久保二二一八</p> </td> <td data-bbox="1300 2123 1433 2123"> <p>岡村篤郎、岡村克子、岡村昌明、岡村稔、岡村康男、岡村洋子、小澤花世、水上秋野</p> </td> </tr> </table>	<p>笛吹市御坂町大野寺字切久保二二五一</p>	<p>雨宮泰平</p>	<p>笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇〇の一</p>	<p>塚越竹次郎</p>	<p>笛吹市御坂町大野寺字切久保二二一八</p>	<p>岡村篤郎、岡村克子、岡村昌明、岡村稔、岡村康男、岡村洋子、小澤花世、水上秋野</p>
<p>笛吹市御坂町大野寺字切久保二二五一</p>	<p>雨宮泰平</p>							
<p>笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇〇の一</p>	<p>塚越竹次郎</p>							
<p>笛吹市御坂町大野寺字切久保二二一八</p>	<p>岡村篤郎、岡村克子、岡村昌明、岡村稔、岡村康男、岡村洋子、小澤花世、水上秋野</p>							

- 3 代表者の氏名 土橋正洋
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二二)第五七〇六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十六年十一月十日

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十月十六日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社マリコ
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市荊沢千二百六十二番地二
  - 3 代表者の氏名 鞠子征雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二二)第九三八五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十六年十一月十日

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十月十四日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社佐野工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町身延三千八百十六番地
  - 3 破産管財人の氏名 深澤勲
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二三)第一二二七号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十六年十一月十日

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十月十四日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社オフィス・アヤ
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市太田町一番二十三号
  - 3 代表者の氏名 齋藤小文
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二二)第九五〇九号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十六年十一月十日

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十月二十六日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 小井土鉄筋興業
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田四千四百七十二番地四十七
  - 3 代表者の氏名 小井土武
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二四)第九六五七号
- 四 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十六年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社名執組
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町飯喰九百八十六番地
  - 3 代表者の氏名 名執昭男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第四三九一号
- 四 処分の内容 建築工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十六年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 中村建設工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡道志村五千九百九十九番地一
  - 3 代表者の氏名 佐藤大仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六〇二九号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二

十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。  
平成二十六年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画の種類  
甲府都市計画高度利用地区  
（甲府中央一丁目地区）
- 二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番